

府連会計年度変更に伴う移行期間の暫定処置について（承認済）

府連会計年度を現行の「11月1日～翌年10月31日」から「4月1日～翌年3月31日」に変更して、(公財)全日本弓道連盟や近畿地域弓道連合会の会計年度に合わせることで、事業遂行の整合性を確保する。

1) 規約類の改定

①大阪府弓道連盟規約

(会計年度)

現行：第20条 本連盟の会計年度は毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

改訂：第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

②大阪府弓道連盟規約細則

(加盟)

現行：第3条5 加盟団体の会員の登録は、各加盟団体において取りまとめ、名簿を毎年10月1日から10月31日の間に府連事務局へ提出すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年4月1日から4月30日まで、大学弓道部員及び高校弓道部員は7月1日から7月31日までに名簿を府連事務局に提出すること。

改訂：第3条5 加盟団体の会員の登録は、各加盟団体において取りまとめ、名簿を毎年3月1日から3月31日の間に府連事務局へ提出すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年9月1日から9月30日まで、大学弓道部員及び高校弓道部員は7月1日から7月31日までに名簿を府連事務局に提出すること。

現行：第3条8 府連会員としての有効期間は、11月1日から翌年10月31日までとする。追加登録した一般会員の有効期間は、5月1日から10月31日までとする。追加登録した大学弓道部員及び高校弓道部員の有効期間は、8月1日から10月31日までとする。この期間に開催される府連主催（主管）の各種射会、各種弓道大会、各種講習会、審査会に参加できる。

改訂：第3条8 府連会員としての有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。追加登録した一般会員の有効期間は、10月1日から翌年3月31日までとする。追加登録した大学弓道部員及び高校弓道部員の有効期間は、8月1日から翌年3月31日までとする。この期間に開催される府連主催（主管）の各種射会、各種弓道大会、各種講習会、審査会に参加できる。

現行：第5条 加盟団体の第4条に規定する各種負担金は、各加盟団体において取りまとめ、毎年11月1日から11月30日の間に府連事務局へ会費等納入明細書を添えて提出、納入すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年4月1日から4月30日まで、大学生及び高校生は7月1日から7月31日までに会費等納入明細書を添えて府連事務局に提出、納入しなければならない。この場合、加盟金及び会費は同時に納入するこ

と。また会員の会費は年額の二分の一とする。

改訂：第5条 加盟団体の第4条に規定する各種負担金は、各加盟団体において取りまとめ、毎年4月1日から4月30日の間に府連事務局へ会費等納入明細書を添えて提出、納入すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年9月1日から9月31日まで、大学生及び高校生は7月1日から7月31日までに会費等納入明細書を添えて府連事務局に提出、納入しなければならない。この場合、加盟金及び会費は同時に納入すること。また会員の会費は年額の二分の一とする。

③大阪府弓道連盟役員選出規程

(理事)

現行：第4条2 前項の加盟団体は、選出した理事の氏名を毎年度10月31日までに府連事務局長に報告しなければならない。また変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

改訂：第4条2 前項の加盟団体は、選出した理事の氏名を毎年度3月31日までに府連事務局長に報告しなければならない。また変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2) 会計年度変更に伴う暫定処置

①新会計年度は令和3年4月1日から実施する。

②令和2年11月1日～令和3年3月31日は暫定活動計画および暫定予算を組む。

③現府連役員の任期は、令和3年10月31日まで有効であるが、令和4年3月31日まで延長する。

④現府連会員の資格有効期間は、令和2年11月1日から令和3年10月31日まで有効であるが、令和4年3月31日まで延長する。延長する期間の年会費等は徴収しない。

ただし、高校生、大学生で毎年3月に卒業する生徒、学生については、資格有効期間は、これまで通り3月31日で終了する。

⑤一般会員の追加登録は、令和3年3月1日～3月31日の間に名簿を提出するものとし、追加登録した者の資格有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、個人の新規登録費、年会費、および(公財)全日本弓道連盟会費は大阪府弓道連盟規約細則の第4条に記載の通りとする。

⑥高校生、大学生の追加登録は、令和3年7月1日～7月31日の間に名簿を提出するものとし、追加登録した者の資格有効期間は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までとし、新規登録費を徴収する。

⑦府連会員定期登録は、令和4年3月1日～3月31日の名簿更新から行う。

⑧府連初射会で実施している昇段昇格者、成績優秀者(団体)の表彰は、令和3年1月の初射会では令和元年11月1日～令和2年10月31日までの行事を対象とする。

今後は前年4月1日～当年3月31日の行事で昇段昇格者、成績優秀者(団体)を対象とし、5月の府連例会で表彰する。

令和3年5月の例会では、令和2年11月1日～令和3年3月31日の行事を対象に実施する。

府連会員登録時期

	R2/10月	R3/3月	R3/7月	R3/9月	R4/3月	R4/7月	R4/9月
一般	令和2年 定期(済)	令和3年 追加登録		令和3年 追加登録	令和4年 定期登録		令和4年 追加登録
高校生、 大学生	令和2年 定期(済)	令和3年 追加登録	令和3年 追加登録		令和4年 定期登録	令和4年 追加登録	
確認 内容	名簿の全 面更新	一般は追 加登録者 を中心 に見直し 高校、大学 は卒業 者の削除 を中心 に見直し	新入部員 を中心 新規登録 と見直し	新規登録 者を中心 に見直し	名簿の全 面見直し 高校、大学 は卒業 者を中心 に名簿 の見直し	新入部員 を中心 新規登録 と見直し	新規登録 者を中心 に見直し

登録者の資格有効期間

年月 登録時期	R2		R3							R4							R5														
	10	~ 3	4	~ 7	8	9	10	~ 3	4	~ 7	8	9	10	~ 3	4																
R2/10 登録	○	→																													
	卒業者																														
R3/3 追加		○	→																												
R3/7 追加				○	→																										
R3/9 追加						○	→																								
R4/3 定期									○	→																					
R4/7 追加												○	→																		
R4/9 追加															○	→															

府連会費（一般 1000 円、称号者 4000 円）、全日本弓道連盟会費（1000 円）、新規登録費（1000 円）

登録時期	会員名称	府連会費	全弓連会費	新規登録費	合計登録費
R2/10 定期登録 (振込済)	一般（継続）	500	0	0	500
	称号者（継続）	2000	0	0	2000
	一般（新規）	1000	1000	1000	3000
	一般（府内移籍）	1000	1000	0	2000
	高校生（継続）	0	0	0	0
	高校生（新規）	0	0	1000	1000
	大学生（継続）	0	0	0	0
大学生（新規）	0	0	1000	1000	

登録時期	会員名称	府連会費	全弓連会費	新規登録費	合計登録費
R3/3 追加登録 (振込は4月)	一般(継続)	0	0	0	0
	称号者(継続)	0	0	0	0
	一般(新規)	1000	1000	1000	3000
	称号者(新規)	4000	1000	1000	6000
	一般(府内移籍)	1000	1000	0	2000
	高校生(継続)	0	0	0	0
	大学生(継続)				
R3/7 追加登録 (振込は7月)	高校生(新規)	0	0	1000	1000
	大学生(新規)				
	高校生(新規)	0	0	1000	1000
R3/9 追加登録 (振込は9月)	一般(継続)	0	0	0	0
	称号者(継続)	0	0	0	0
	一般(新規)	500	500	1000	2000
	称号者(新規)	2000	500	1000	3500
	一般(府内移籍)	500	500	0	1000
R4/3 定期登録 府連分担金 一般 18000円 大学 18000円 高校 10000円 (会費と合わせて4月に振込)	一般(継続)	1000	1000	0	2000
	称号者(継続)	4000	1000	0	5000
	一般(新規)	1000	1000	1000	3000
	称号者(新規)	4000	1000	1000	6000
	一般(府内移籍)	1000	1000	0	2000
	高校生(継続)	0	0	0	0
	大学生(継続)				
R4/7 追加登録	R3/7 追加登録に同じ				
	R3/9 追加登録に同じ				

継続とは、更新時に所属団体名簿に登録されている人が引続きその名簿に登録する場合。

新規とは、更新時の所属団体名簿に登録されていない人で、ID番号を持っていない人、ID番号は持って過去その団体の名簿に記載されていたが休眠後再登録する人、ID番号を持っており大阪府外の団体で登録していた人が大阪府連に移籍してきた場合。

府内移籍とは、更新時に大阪府下の中学校、高校、大学の弓道部で登録していた人が、卒業後1年以内に一般クラブに所属を変えた場合。

※更新時に大阪府下の中学校、高校の弓道部で登録していた人が、卒業後1年以内に大阪府下の高校、大学の弓道部で登録する場合は「継続」扱いとする。

その他府内で移籍する場合、様々な事例がありますので府連事務局に確認下さい。